

島根大学大学院総合理工学研究科修士論文等に係る評価基準

【1. 基本要件】

1. 修士の学位を受ける者は、総合理工学研究科博士前期課程のディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を満たすと認められる必要がある。修士論文等（修士論文又は特定の課題についての研究成果を「修士論文等」という。以下「等」を省略）は、これらの能力を修得したことを、明瞭な文章で示すものでなければならない。
2. 修士論文は、申請者自身の単著とし、本人以外の論文ないし研究発表の独自性やアイデアを侵害する箇所を含んではならない。
3. 修士論文は、著作権、肖像権その他の本人以外の権利を侵害してはならない。
4. 修士論文は、「島根大学における研究活動の不正行為の防止に関する規則」に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。
5. 修士論文の審査は、研究科教授会で認められた主査 1 名及び副査 2 名又は 3 名の審査委員で行う。

【2. 論文の構成】

修士論文は、次の要件を満たす構成とする。

1. 論文の題目が適切であること。
2. 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
3. 目的に対応して結論等が適切に導き出されていること。
4. 引用文献が適切に用いられていること。
5. 前項までの内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。

【3. 内容】

修士論文の内容は、修士論文の審査及び試験において、次のような点を評価する。ただし、どの項目を重視するか、さらにどのような項目を追加するかなどは、審査委員（主査，副査）に一任される。

1. 専攻分野において一定程度の学術的価値を有する。
2. テーマの選択や研究方法が適切である。
3. 先行研究を着実に踏まえて研究が行われている。
4. 論旨が明快で、しっかりした論理展開がみられる。
5. 適切な文章表現による論述が行われており、高いレベルで完結性を有する。